

松江市告示第 479 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、令和 2 年松江市告示第 423 号で指定した区域の一部について指定を解除する。

令和 4 年 9 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

1 形質変更時要届出区域

松江市東本町 5 丁目 8 番地先 大橋川河川敷の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項（土壤含有量）の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

備 考

区域の範囲を表示した図面は松江市環境エネルギー部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。